

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年2月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300109 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300023 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 12 月 22 日は 26 万 4,000 円、平成 30 年 12 月 28 日は 37 万 9,000 円、令和元年 9 月 3 日は 40 万 8,000 円、同年 12 月 16 日は 42 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 22 日、平成 30 年 12 月 28 日、令和元年 9 月 3 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 29 年 12 月 22 日、平成 30 年 12 月 28 日、令和元年 9 月 3 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 12 月 22 日
② 平成 30 年 12 月 28 日
③ 令和元年 9 月 3 日
④ 令和元年 12 月 16 日

請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）において、B 社（厚生年金保険の適用事業所名は、A 社）から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付（年金額）の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間①は 26 万 4,793 円、請求期間②は 37 万 9,452 円、請求期間③は 40 万 8,007 円、請求期間④は 42 万 8,662 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を、請求期間①は 26 万 4,000 円、請求期間②は 37 万 9,000 円、請求期間③

は40万8,000円、請求期間④は42万8,000円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、B社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、請求者は、社会保険事務に関与する取締役ではなく、代表取締役も請求期間当時は資金繰りが厳しかったため自らの責任において請求期間に係る賞与支払届を提出しないようにしていた旨を陳述しており、厚生年金特例法第1条第1項ただし書には該当しない。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、請求者の平成29年12月賞与、平成30年12月賞与、令和元年6月賞与及び同年12月賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年7月に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。